

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>集成材についての検査方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b></p> <p><u>この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う集成材についての検査方法を規定する。</u></p> <p><b>2 引用規格</b></p> <p><u>次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。</u></p> <p><b>JAS 1152-1</b> 集成材－第 1 部：一般要求事項  <b>JAS 1152-2</b> 集成材－第 2 部：試験方法</p> <p><b>3 用語及び定義</b></p> <p><u>この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。</u></p> <p><b>3.1 試料集成材</b></p> <p><u>箇条 4 の a)に係る理化学検査及び外面検査に供する集成材</u></p> <p><b>3.2 試料ラミナ</b></p> <p><u>箇条 4 の a)に係る理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナ</u></p> <p><b>4 検査の種類</b></p> <p><u>検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>集成材についての検査方法</b></p> <p><u>1 この検査方法は、集成材の検査について適用する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

#### a) 最終製品における検査

1) 検査を分けて理化学検査（浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げ A 試験、曲げ B 試験、曲げ C 試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験、寸法の測定試験、浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。

2) 理化学検査は、抽出して行う。

3) 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適当でないと認められる場合には、各個に行ってもよい。

(削る。)

(削る。)

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る判定の基準は、簡条 5 に定めるところによる。

#### b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、簡条 6 に定めるところによる。

### 5 最終製品における検査

#### 5.1 第 1 種検査方法

##### 5.1.1 抽出の割合等

##### 5.1.1.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

#### a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 20 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 1152-1 の B.1 による。

#### b) 外面検査

a)の検査荷口から表 1の左欄に掲げる数に応じた同表の右欄に掲げる数の試料集成材を無作為に抽出する。

表 1—造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数

(新設)

2) 検査を分けて理化学検査（浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げ A 試験、曲げ B 試験、曲げ C 試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験、浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。

3) 理化学検査は、抽出して行う。

4) 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。

5) この検査方法において「試料集成材」とは、理化学検査及び外面検査に供する集成材をいう。

6) この検査方法において「試料ラミナ」とは、理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナをいう。

7) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、8 から 11 までに定めるところによる。

(新設)

(新設)

#### 8 第 1 種検査方法

##### (I) 抽出の割合等

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

##### (I) 理化学検査

a 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、集成材の日本農林規格（平成 19 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1152 号。以下「規格」という。）別記の 1 の表 37、表 38 及び表 41 に準ずる。

##### (I) 外面検査

(I)の検査の荷口から無作為に、表 1の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表 1—造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	500 以下	50
501 以上	1 200 以下	80
1 201 以上	3 200 以下	125
3 201 以上		200

### 5.1.1.2 構造用集成材

#### a) 理化学検査

##### 1) ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする 20 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 1152-1 の B.1 による。

##### 2) 1) 以外の場合

**2.1)** 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種類に格付しようとする 20 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 1152-1 の B.1 による。

**2.2)** モデル試験体による曲げ A 試験に供するモデル試験体の作製は、JAS 1152-1 の B.1 による。

#### b) 外面検査

##### 1) ラミナの品質に係る検査の場合

a) 1) の検査荷口から、表 2 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを無作為に抽出する。

表 2—ラミナの抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料ラミナの数
	50 以下	8
51 以上	90 以下	13
91 以上	150 以下	20
151 以上	280 以下	32
281 以上	500 以下	50
501 以上	1 200 以下	80
1 201 以上	3 200 以下	125
3 201 以上		200

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	500 本以下	50 本
501 本以上	1,200 本以下	80 本
1,201 本以上	3,200 本以下	125 本
3,201 本以上		200 本

#### イ 構造用集成材

##### (7) 理化学検査

##### a ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の 1 の表 40 に準ずる。

##### b a) に掲げる場合以外の場合

(a) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種類に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の 1 の表 38 及び表 41 に準ずる。

(b) モデル試験体による曲げ A 試験に供するモデル試験体の作成は、規格別記の 1 の表 39 に準ずる。

##### (1) 外面検査

##### a ラミナの品質に係る検査の場合

(7) の a) の検査荷口から無作為に、表 2 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを抽出する。

表 2 ラミナの抽出数

検査荷口の大きさ		試料ラミナの数
	50 本以下	8 本
51 本以上	90 本以下	13 本
91 本以上	150 本以下	20 本
151 本以上	280 本以下	32 本
281 本以上	500 本以下	50 本
501 本以上	1,200 本以下	80 本
1,201 本以上	3,200 本以下	125 本
3,201 本以上		200 本

2) 1)以外の場合

a) 2)の検査荷口から、表3の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を無作為に抽出する。

表3—構造用集成材の抽出数

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	50以下	8
51以上	90以下	13
91以上	150以下	20
151以上	280以下	32
281以上	500以下	50
501以上		80

単位 本

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

JAS 1152-2によって試験を行い、その結果、JAS 1152-1のB.2によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

5.1.1.1 b)の規定によって抽出した各試料集成材についてJAS 1152-2に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表4の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、その検査荷口の集成材をその等級に合格とする。

表4—造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数

試料集成材の数	合格とする数
50	43
80	70
125	111
200	178

単位 本

5.1.2.2 構造用集成材

a) 理化学検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

JAS 1152-2によって試験を行い、その結果、JAS 1152-1のB.2によって合格又は不合格を判定する。

b) aに掲げる場合以外の場合

(7)のbの検査荷口から無作為に、表3の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表3—構造用集成材の抽出数（aに掲げる場合以外の場合）

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	50本以下	8本
51本以上	90本以下	13本
91本以上	150本以下	20本
151本以上	280本以下	32本
281本以上	500本以下	50本
501本以上		80本

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

規格別記の3の(1)から(6)まで、(7)のエ及び(9)に準じて試験を行い、その結果、(1)から(6)まで及び(7)のエにあつては規格別記の2に、(9)にあつては規格第3条、第4条及び第6条のホルムアルデヒド放散量の基準に準じて当該検査荷口の集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表4の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

表4—造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数

試料集成材の数	合格とする数
50本	43本
80本	70本
125本	111本
200本	178本

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

a) ラミナの品質に係る検査の場合

規格別記の3の(7)のイ及びウ並びに(8)に準じて試験を行い、その結果、規格第5条に準じて当該検査荷口のラミナの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

2) 1)以外の場合

JAS 1152-2 によって試験を行い、その結果、JAS 1152-1 の B.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.1.2 b) 1)の規定によって抽出した試料ラミナについて JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 5 の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、その検査荷口のラミナをその等級に合格とする。

表 5—ラミナの外面検査の合格とする数

試料ラミナの数	合格とする数	単位 本
8	7	
13	11	
20	17	
32	27	
50	43	
80	70	
125	111	
200	179	

2) 1)以外の場合

5.1.1.2 b) 2)によって抽出した各試料集成材について JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い、その結果、集成材の等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 6 の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に合格とする。

表 6—構造用集成材の外面検査の合格とする数

b a に掲げる場合以外の場合

規格別記の 3 の(1)から(5)まで、(7)のア及び(9)から(11)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(5)まで及び(10)にあつては規格別記の 2 に、(7)のア、(9)及び(11)にあつては規格第 5 条に準じて当該検査荷口の構造用集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

(1)のイの(4)の a の試料ラミナの単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の数が、表 5 の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする数以上であるときは、当該検査荷口のラミナをその等級に適合するものとする。

表 5 構造用集成材の外面検査の合格とする数

試料ラミナの数	適合とする数
8 本	7 本
13 本	11 本
20 本	17 本
32 本	27 本
50 本	43 本
80 本	70 本
125 本	111 本
200 本	179 本

b a に掲げる場合以外の場合

(1)のイの(4)の b の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 6 の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

表 6 構造用集成材の外面検査（a に掲げる場合以外の場合）の合格とする数

単位 本

試料集成材の数	合格とする数
8	7
13	11
20	17
32	27
50	43
80	70

## 5.2 第2種検査方法への移行

5.1に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の集成材が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.3に定めるところによる。

## 5.3 第2種検査方法

### 5.3.1 抽出の割合等

#### 5.3.1.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

##### a) 理化学検査

5.1.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、5.1.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなった集成材で製造条件”と、“20日分”とあるのは“50日分”と読み替える。

##### b) 外面検査

a)の検査荷口から50本の試料集成材を無作為に抽出する。

#### 5.3.1.2 構造用集成材

##### a) 理化学検査

5.1.1.2 a)の規定を準用する。この場合において、5.1.1.2 a) 1)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなったラミナで製造条件”と、“20日分”とあるのは“50日分”と、5.1.1.2 a) 2)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなった集成材で製造条件”と、“20日分”とあるのは“50日分”と、読み替える。

##### b) 外面検査

###### 1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.1.2 b)の規定を準用する。この場合において、5.1.1.2 b)の表2は、表7のように読み替える。

試料集成材の数	合格とする数
8本	7本
13本	11本
20本	17本
32本	27本
50本	43本
80本	70本

## 9 第2種検査方法への移行

8に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱又は構造用集成材が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、10に定めるところによる。

## 10 第2種検査方法

### (1) 抽出の割合等

#### ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

##### (イ) 理化学検査

8の(1)のアの(イ)の規定を準用する。この場合において、同(イ)中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなった集成材で「製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

##### (ロ) 外面検査

(イ)の検査荷口から無作為に、50本の試料集成材を抽出する。

#### イ 構造用集成材

##### (イ) 理化学検査

8の(1)のイの(イ)の規定を準用する。この場合において、同(イ)のa中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなったラミナで製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と、同(イ)のb中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が10に定めるところによることとなった構造用集成材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

##### (ロ) 外面検査

###### a ラミナの品質に係る検査の場合

8の(1)のイの(ロ)のaの規定を準用する。この場合において、同aの表2は、次のように読み替えるものとする。

表7ーラミナの抽出数

検査荷口の大きさ		単位 本
	150 以下	13
151 以上	280 以下	20
281 以上	500 以下	32
501 以上	1 200 以下	50
1 201 以上		80

2) 1)以外の場合

a)の検査荷口から 8 本の試料集成材を無作為に抽出する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.2.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

5.1.2.1 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

5.3.1.1 b)の規定によって抽出した各試料集成材について JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い、その結果、集成材の等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 40 本以上であるときは、その検査荷口の集成材をその等級に合格とする。

5.3.2.2 構造用集成材

a) 理化学検査

5.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.2.2 b) 1)の規定を準用する。この場合において、5.1.2.2 b)の表 5 は、表 8 のように読み替える。

表8ーラミナの外面検査の合格とする数

試料ラミナの数	単位 本
13	10
20	15
32	25
50	40
80	66

2) 1)以外の場合

検査荷口の大きさ		試料ラミナの数
	150 本以下	13 本
151 本以上	280 本以下	20 本
281 本以上	500 本以下	32 本
501 本以上	1,200 本以下	50 本
1,201 本以上		80 本

b. aに掲げる場合以外の場合

(7)の bの検査荷口から無作為に、8 本の試料集成材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

8 の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 40 本以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

8 の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

8 の(2)のイの(4)の a の規定を準用する。この場合において、表 5 は、次のように読み替えるものとする。

試料ラミナの数	適合とする数
13 本	10 本
20 本	15 本
32 本	25 本
50 本	40 本
80 本	66 本

b aに掲げる場合以外の場合

5.3.1.2 b) 2)の規定によって抽出した各試料集成材について JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い、その結果、集成材の等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 6 本以上であるときは、その検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に合格とする。

#### 5.4 第 1 種検査方法への移行

5.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の集成材がその等級及び種別に合格とされない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.1 に定めるところによる。

### 6 製造工程における検査

#### 6.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として 1 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程 [集成材についての取扱業者の認証の技術的基準（令和 5 年 7 月 31 日農林水産省告示第 900 号）の 4.2.2 d) に規定する内部規程をいう。以下同じ。] に定めるところによる。

#### 6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格とする。

(1)のイの(イ)の b の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 6 本以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

#### 11 第 1 種検査方法への移行

10 に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱又は構造用集成材がその格付しようとする等級及び種類に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、8 に定めるところによるものとする。

(新設)